

令和8年度 当初予算編成方針

第1. 予算編成の基本的な考え方

1. 日本経済の状況と国の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」の中で、我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには注意する必要があるとしており、米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期し、引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていくこととしている。

また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点に、国民の所得と経済全体の生産性を向上させ、地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員することとしている。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行するとしている。

2. 国における令和8年度予算編成

国は、令和8年度の予算編成方針として、以下のような考え方を示しており、新内閣発足に伴う様々な動きと合わせて注視していく必要がある。

- (1) 当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。
- (2) 令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- (3) 地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。
- (4) EBPM・PDCAを推進し、ワイズスペンディングを徹底する。「経済・財政新生計画」における重要課題への対応など、中長期視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

3. 延岡市の財政状況及び今後の財政見通し

令和6年度決算における本市の財政状況は黒字決算となったものの、実質公債費比率や将来負担比率、経常収支比率が増加しており、類似団体平均や県内他市と比べても高い状況にある。

令和8年度の財政収支の見込みについて、歳入では、市税は平成27年度以降増加傾向だが、景気動向に左右されやすい側面があることに加え、今後は少子高齢化や人口減少等により、大幅な増加は見込めない状況である。また、市税とともに歳入の根幹をなす地方交付税も減少傾向にある。歳出では、長期にわたるコロナ禍や物価高への対策、防災対策、令和9年の「国スポ・障スポ」開催に向けた大型プロジェクトや、医療・福祉といった社会保障関係経費、老朽化に伴う公共施設の更新等により、大幅な一般財源の不足が見込まれている。このため、事務事業の「選択と重点化」を図るとともに、10年後、20年後の財政状況を見据え、健全かつ持続可能な財政運営を目指す。

4. 予算編成の基本方針

令和8年度については、「全ての市民が延岡に生まれてよかった、暮らしてよかったと思える延岡づくり」を目指し、市長公約である「4つの政策」に基づく施策を推進しつつ、国をはじめ、県の動向も注視しながら市民ニーズを踏まえた必要性の高い事業に取り組むため、次の4つの基本方針に基づき予算編成を行うこととする。

(1) 第7次延岡市長期総合計画及び（仮称）第3期延岡新時代創生総合戦略に基づくまちづくりの実施

令和8年度は、本市にとって、市政の最上位計画である「第7次延岡市長期総合計画」及び人口減少対策や地方創生に関する重点施策をまとめた「（仮称）第3期延岡新時代創生総合戦略」に基づく新たなまちづくりがスタートする年でもある。

予算編成に当たっては、これらの計画に掲げる目標や指標の達成に寄与するよう、戦略的な視点や新たな視点をもってまちづくりに取り組む。

(2) 市長公約「4つの政策」に基づく施策の推進

市長公約である「①全ての子どもたちの可能性を伸ばす。」「②地域経済を活性化させる。」「③シニア世代が輝き、安心して暮らせるまちにする。」「④市役所をもっと前向きな組織にする。」という4つの政策に基づく施策の推進を図る。

(3) 行財政改革及び公共施設維持管理計画の推進

行財政改革及び財政健全化の観点から、事業内容等を十分に検証し、経費節減や事業の統廃合など効率的な執行を図るとともに、PPP／PFI等の新たな取り組みの積極的な活用や国県の補助事業・助成制度の活用をはじめ、使用料等の受益者負担の観点も十分に踏まえながら、財源確保に最大限努める。

また、財政状況を踏まえつつ、公共施設維持管理計画や個別施設計画、実施計画に基づき、所管する公共施設等の計画的な更新や維持管理を行う。

(4) 国土強靱化、デジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組み等の推進

これらの全国・全県的に展開される施策については、国等の財政支援策の活用も含めた積極的な情報収集を行い、効果的な施策の展開を図る。

国土強靱化については、想定外の災害に備え、災害に強い人づくり・まちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚のための施策に取り組む。

デジタル化については、自治体D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進により各分野の行政サービスのD Xを推進し、市民の利便性の向上や行政運営の高度化・効率化を図る。

また、G X（グリーントランスフォーメーション）の重要性に鑑み、ハード、ソフトそれぞれの面においてG X推進を踏まえ必要な対応を行う。

第2. 予算編成に際しての留意点

1. 予算の調整

(1) 一般会計

- ・これまでのヒアリングなどを踏まえ、投資的経費・施策的経費・管理的経費について、各部局へ個別事業単位での事業費及び財源を通知するが、各部局単位において、各経費の一般財源の合計額から 10%を減じた額の範囲内に調整して要求すること（各部局の一般財源調整額は別途通知）。
- ・市民ニーズと市長公約を踏まえた必要性の高い事業を重点化し、安全・安心に直結する分野を優先すること。
- ・義務的経費については、直近の決算見込等により再度見直しを行い、必要額を要求すること。

(2) 特別会計等

- ・特別会計については、その設置目的に応じた会計間の経費負担の適正化を図るとともに、財源の不足を安易に一般会計からの繰入金によって補填しないこと。
- ・企業会計については、独立採算を前提として、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計に依存することなく、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経営の健全化に努めること。
- ・特別会計及び企業会計における各経費（投資的経費、施策的経費、管理的経費）について、一般会計からの繰入金が生じる場合は、令和7年度当初予算の一般会計繰入金（義務的経費に係る繰入金を除く）の合計額を上限とする。
- ・特別会計及び企業会計における義務的経費については、直近の決算見込等により再度見直しを行い、必要額を要求すること。

2. 事務事業評価の徹底

事業費の通知を受けて、再度、すべての事務事業について、特に次の視点での事務事業評価を行い、予算への反映を図ること。

- ・財源を最大限有効に活用する観点から、改めて全ての事務事業をゼロベースで見直し、人件費を含めたトータルコストの縮減など、経費節減を前提として事務事業を再構築すること。
- ・費用対効果を十分検討した上で、必要性、緊急性、優先度の視点から、事業の選択と重点化を図ること。
- ・国県補助事業については、今後の動向を見極め、実施の必要性、緊急性等を十分に検証すること。また国県補助金が廃止又は縮小されるものについては、事業の見直し等について再検討すること。

3. 歳入の確保

- ・使用料・手数料・実費徴収金等の受益者負担の適正化を図ること。
- ・市税については、課税客体の把握に努めるとともに、その他の自主財源も含めて、収納率向上のための収納対策を強化すること。
- ・国県補助制度の動向等に留意し、適正な額を見積もるとともに、国、県、その他の補助制度の有効活用を図り、財源の確保に努めること。
- ・新たな歳入確保に向けた取組みを強化すること。

4. 義務的経費の抑制等

- ・働き方改革の取り組みを踏まえ、さらなる事務の効率化や合理化を図り、時間外勤務手当など人件費総額の抑制に努めること。
- ・市単独の扶助費については、事業継続の必要性や制度そのものを見直すことなどにより、歳出の抑制を図ること。
- ・RPA や AI などによる勤務時間の削減や、いわゆる「ノンコア業務」の削減に必要な取組みを積極的に検討すること。

5. 負担金・補助金等の見直し

- ・「延岡市補助金見直し基準（平成15年10月策定）」及び「延岡市補助金の交付等に関する基本指針（平成28年6月策定・令和3年4月一部改定）」に基づき、その効果や必要性を検証し、補助率や上限額の見直しを行うとともに、新規の補助金や補助金の増額については、その必要性、公益性について十分検討すること。
- ・補助金等の申請の際には、原則として、税等の完納証明書等の添付を条件付けること。
- ・会議負担金、大会等の開催負担金については、必要最小限のものとすること。
- ・会議負担金のうち、意見交換会費・懇親会費等の名目で飲食費に相当するものについては、職務として出席すべきものであるかどうか、会合の主旨を十分検討すること。
- ・任意加入団体については、脱退を含めて再検討し、負担金支出の抑制を図ること。